

有価証券割賦販売業者の ビジネス・モデルとリスク管理の欠落

日本国債(株),日本公債(株),東京国債(株)のファンド運用の失敗を中心に

小 川 功

はじめに

有価証券割賦販売業者を含む少額債券業者に関する先行研究としては、飛田紀男氏が編纂した『東和証券史』(平成元年)がある。また二上季代司氏も『日本の証券会社経営』の中で、戦前型証券業界の構造の一つとして「少額債券業者の業態」を分析している。こうした先行研究によれば少額債券業者の業態は一般的な公社債業者とは異質な存在であり、取り扱う商品は低利・少額の債券で抽選償還時に割増金が付加されたため、顧客は金利ではなく、多額の割増金のみに関心を持つ射幸心をもった不特定大衆であったとされる¹⁾。

こうした業者は割増金付復興債券等の公債・勤業債券類を「済崩(なしくずし)販売²⁾」と呼ばれた月賦販売契約に基いて、広く全国的に支店、代理店を設置し、会員の募集活動を行い、月賦掛金を徴収して一定期間(3年間)満了後に会員に証券引渡を行うものであった。「此種営業会社の嚆矢」(T7 .11 .7 内報)とされる帝国公債信託は明治43年6月設立され、東京国債(43年7月)、大日本勤業(43年12月)、日本国債、日本公債(大正元年9月)、明治公債(2年6月)など有力業者が明治末期から大正初期にかけて相次いで設立された。業者の一部は大正4年関西で債券懇話会、6年東京で東京債券同志会を組織して債券類の集団的な交換を行った³⁾。

当該業者は有価証券を取り扱う点では証券業者の一種であるが、不特定多数

1) 2) 3) 4) 飛田紀男編『東和証券史』平成元年, p61 ~ , 二上季代司『日本の証券会社経営』東洋経済新報社, 1990年, p18 ~ 21

の一般大衆から掛金を徴収する点で貯蓄銀行、無尽業者等に類似した庶民金融機関としての側面を有していた。しかし信用薄弱な小規模業者の乱立の結果、「済崩販売」において、裏付けとなる現物の債券類を保有せずに、カラ番号を売約するような不正業者も多数発生したため、7年4月1日有価証券割賦販売法(法律第二十九号)が公布され、同年9月1日施行された。同法制定により、業者は大蔵大臣の免許を必要とされるとともに、債券の所有権も分割払込後に移転するように変更されたため、従前の「済崩」販売も衰退していったとされる⁴⁾。

多数乱立していた既存業者のうちから帝国公債、明治公債など20数社が免許を得て同法に基づく営業を開始した。同法施行の前後に営業をしていた主な業者の概要を[表1]に掲げた。免許業者名は大蔵省銀行局編纂『第二十六回 銀行総覧』以降の各年度の巻末に掲げられているが、施行前の業者は農商務省編『会社通覧』(大正8年12月末現在)掲載の「124物品仲買業」の中から、「会社ノ目的」欄に有価証券類の割賦・月賦等を含む会社を抽出した。資料の制約上、当然に漏脱は不可避である⁵⁾。

しかし既存有力業者の日本公債でさえ「有価証券割賦販売法に遭ひ、該業の前途見込なきを認め、該業を廃止」⁶⁾するなど転廃業を余儀なくされた例や、無免許のまま営業を続ける不正業者も多かった。各府県が大蔵省令に依拠して有価証券割賦販売業者を取締っているが、業者の中には世間的な信用を有する有名人を名目的な社長等に据えて信用補完をはかるものもあり、「地方人士は社長の名に眩惑せられ争ふて其勧誘に応じ債券割賦の契約を締結」(特報)したとされ、「其中には如何はしいものがあって、主に地方の人を相手とし、愈よ代金の払込みが済んで現物を渡す段になると、予て作ってある曖昧な規則を楯に彼れ是れと口実を設けて中々渡さない」(T9 .6 .15法律)、「満期に至って約束の債券を交付せざる」(T10 .7 20法律)、「月賦懸金の完納してあるに

5) 『会社通覧』の性格上、佐藤商店、市田質店、塩崎哲夫商店など個人経営形態の業者は除外されている。

6) 8) 13) 18) 『大日本実業家名鑑』大正8年, p17, p10

[表 1] 有価証券割賦業者(大正8年末)

免許	社名	設立	本店	万円 資本金	万円 積立金	円 利益	% 配当	取締役
	日本債券	M38 .3	大阪市	20	5.0	0.3	337	伊藤喜十郎
×	帝国公債	M43 .6	京橋区	20	5.0	2.4	9,710	10.0 塩田奥造
	東京国債	M43 .7	日本橋	60	15.0	45.7	24,885	10.0 阿部 浩
×	日本国債	T1 .9	京橋区	10	7.5	0.0	3,921	1.6 阿由葉鎗三郎
	日本公債	T1 .9	京橋区	20	5.0	2.0	6,399	3.4 松木章彦
×	明治公債	T2 .6	麹町区	20	5.0	0.8	2,528	市瀬浩次
×	内国勸業	T2 .8	日本橋	10	4.7	0.2	988	米田幸次郎
	内国国債	T2 .9	京橋区	10				尾沢豊太郎
	国民勸業	T2 .9	神田区	30	5.0		13,525	梅沢力之助
×	日本国債債券	T3 .7	麹町区	30	9.0	0.2	1,575	塚越瑛市郎
×	北海道公債	T3 .9	旭川市	10	2.5	0.1	239	菊池賢治
	㈱宝商会	T4 .12	埼玉県	2.5	1.1	0.0	865	6.0
×	日本証券	T5 .10	日本橋	100	32.5	0.7	52,403	12.0 丸山名政
	関西興業	T6 .3	徳島市	10	5.0	0.0	700	岡田周二
	日本農工債券	T6 .5	神田区	50	12.5	1.9	23,026	1.4 高柳淳之助
×	日本勸業保全	T6 .6	日本橋	50	12.5	5.2	80,714	8.5 笠原孝太郎
×	日本興業公債	T6 .11	京橋区	20	11.5			関口勝久
	北海道殖産資	T7 .1	小樽市	5.4	2.7	0.0	1,523	渡辺次作
	旭証券	T7 .2	日本橋	50	12.5	0.2	28,960	16.0 北岡文兵衛
×	東京第一証券	T7 .3	日本橋	15	3.7			大塚藤作
×	浜田債券	T7 .3	京橋区	10	5.0	0.1	5,343	6.0 浜田正吉
×	大日本債券	T7 .3	大阪市	30	7.5		12,968	本田儀一郎
	日本厚生	T7 .8	麹町区	10	5.0			15.0 山本平蔵
×	佐藤商店	T8 .3	神田区	1	(個人営業)			佐藤辰之助
	市田質店	T8 .4	青森市	1	(個人営業)			市田才七
×	千代田勸業	T8 .6	四谷区	1				鈴木虎之助
×	塩崎哲夫商店	T8 .6	神戸市	1	(個人営業)			塩崎哲夫
	大正公債	T8 .12	長野県	20				北原阿智之助
×	中野商店		大阪市	1	(個人営業)			中野岩次郎
×	東京殖産合資		東京	5				本田源次郎

[資料] 農商務省編『会社通覧』(大正8年12月末現在),大蔵省銀行局編『第二十七回 銀行総覧』(大正8年12月末現在)をベースに,大蔵省銀行局編『第三十四回 銀行総覧』(昭和2年12月末現在)までの各回,『銀行会社要録』(大正9年現在)等で所在地,廃業等を補足した。

[凡例] 印は免許業者, ×印は昭和2年末までに営業の全部又は一部停止,廃業,資本金欄の後段は払込資本金

拘らず,会社が債券の引渡しをせぬ」(T9 .12 .7東朝)といった悪評が絶

えなかった。大正9年「近来、其弊害が益々甚だしくなったので、警視庁でも別に取締規則を設け、悪営業者を一掃する」(T9 .6 .15法律)こととした。警視庁保安課への被害者からの投書が山積みされ、同課員も「彼等の手段は頗る巧妙で、法の不備に乗じて奸策を廻らし、或は信用ある会社に類似した名称を作って良民を欺いてゐる」(T9 .6 .15法律)として取締を強化した⁷⁾。しかも[表 1]に示すように、印を付した厳選されたはずの免許業者からも営業停止ないし廃業に追い込まれた例が相次ぐ始末であった。

有力業者は本店所在地以外でも幅広く全国的募集活動を行い、満期までの間は契約会員からの掛金が業者の手元に蓄積される結果、かなりの資金を擁して相当規模の有価証券投資・貸付等を行った。たとえば日本公債は全国に支社3、支部13、出張所23、代理店823カ所を有していた⁸⁾。また東京国債は5年5月期で貸付金224,050円、有価証券104,420円、預け金及現金178,950円等の運用資産を保有し(帝T5, p102)、担保貸付・信託業等を有価証券売買業と並ぶ営業目的に掲げていた。こうした一見積極的とも見える資金運用の結果、投融資先との緊密な関係を生じ、関係会社同然の癒着を招くような不健全な事例も少なくなかった。なかには不振銀行を買収して自社の本店内に移転し、新行名に自社名を冠する姉妹銀行としたり、姉妹信託会社を設立し、各種事業に対する投資、金融、仲介、各種証券の発行引受応募、仲介売買、財産の管理、処分運用等の事業を経営しようと、金融の多角化を志向した業者も存在した。

本稿ではこうした観点から日本国債(株)、日本公債(株)、東京国債(株)など相当規

7) 『東京日日新聞』は社説で「不正金融業者が現れて、経済の事情に通じない、地方農民や、都会の小所得者に棚ぼた式の利殖方法を宣伝してその金銭の寄託を受け、結局はこれを横領着服して不正の利得をほしいままにすることがはやってゐる」(T14 .10 .23東日)と警告した。「免許を要する金融業を免許を受けずして営むもの著しく増加し…種々なる名称を用ひ、其の實質に於て貯蓄銀行業又は有価証券割賦販売業に該当する業務を営むもの各地に簇出し、其の弊害漸く甚しからむとする傾向あり。当局に於ても常に之が取締に努め、各地方庁を督励し、之が取締を嚴重にしつつあり」(T14 .6 .13法律)と警告した。大蔵省は大正14年6月無免許の金融業者名を30余社公表したのをはじめとして、大正14年6月から11月までに前後4回、127件の不正金融業者に業務廃止命令を発した。(東京朝日新聞編『経営百態』大正15年、p80)例えば日本勸業債券部ほか33社の有価証券割賦販売業者などである。

模のファンドの運用を前提とする点で生保会社との業態上の類似性を有していた有力な有価証券割賦販売業者の資金運用に着目することとしたい。従来あまり分析されることがなかった特異なノンバンクである当該業者のビジネス・モデルの虚構性⁹⁾と、有価証券割賦販売法制定前のリスク管理上の致命的欠陥を明らかにするとともに、当該業界に蝟集する特異な資本家・経営者等の実像を可能な限り解明しようと試みたものである。彼らの多くが陥った鉱業投資や泡沫企業への関与などのハイリスク投資の悲劇的な結末という側面で、本稿は前稿¹⁰⁾に接続する姉妹編である。なお本稿では新聞雑誌・会社録等の頻出資料は略号¹⁰⁾で本文中に示すとともに、大正の元号は原則省略した。

I . 日本公債

1 . 日本公債

日本公債は大正元年10月21日社長松木章彦¹¹⁾、専務吉岡又三郎¹²⁾、取締役佐藤隼吉(浅草区南松山町)、取締役兼仙台支店長武田常吉、監査役佐藤源吉らの企画¹³⁾により、京橋区三十間堀3丁目78に設立された。大正5年では社

9) 本稿は科学研究費補助金「金融ビジネス・モデルの変遷」(基盤研究B, 課題番号17330079, 代表者齋藤憲氏)の研究成果の一部である。

10) 拙稿「『虚業家』による虚偽の信用補完のビジネス・モデル “鉱業投資ファンド” 大北炭砒の事例を中心に」『彦根論叢』第361号, 平成18年7月

10)(新聞)東朝...東京朝日新聞, 読売...読売新聞, 東日...東京日日新聞, 中外...中外商業新報, 国民...国民新聞, 大毎...大阪毎日, 北海...北海タイムス, 内報...『帝国興信所内報』, 法律...法律新聞, 鉱業...日本鉱業新聞, 保銀...保険銀行時報/(雑誌)B...『銀行通信録』, K...『東京経済雑誌』, D...『ダイヤモンド』, 増田...『増田ビルブローカー銀行旬報』/(会社録)通覧...農商務省編『会社通覧』大正8年12月末現在, 諸...牧野元良編『日本全国諸会社役員録』商業興信所, 帝...『帝国銀行会社要録』帝国興信所, 要...『銀行会社要録』, 紳...交詢社『日本紳士録』交詢社, 商工...『商工信用録』東京興信所, 帝...『帝国信用録』帝国興信所, 衆...『大衆人事録』昭和2年, 帝国人事通信社/(頻出資料)名鑑...『日本鉱業名鑑』大正6年, 株...『全国株主要覧』, 変遷...『本邦銀行変遷史』, 特報...特集「辻川敏三氏と関係会社」T9 .2 25内報号外

11) 松木章彦(千駄ヶ谷町)は第一公債, 日本金庫製造各取締役, 東海市場監査役(要T9 役中, p225), 日本金庫製造社長, 東洋合金取締役(帝T11職, p3891)

12) 吉岡又三郎(麻布区斧町)は日本公債専務のみ(帝T5職, p102), 松島肇関との日東炭砒取締役500株主(第二回報告書), 日本探炭の筆頭株主たる日本公債社長990株主(要T9, p147), 杉浦メリヤス製針取締役(要T10, 中p8), 東都染料製造取締役(要T11, 役中p8), 日東炭砒, 杉浦メリヤス, 東都染料製造各取締役(紳T11, 上p220)

長男爵・肝付兼行¹⁴⁾、専務吉岡又三郎〔前出〕、取締役武田常吉、佐藤勲負¹⁵⁾、本庄巖水¹⁶⁾、監査役吉田豹次郎(広島市大手町)、顧問磯部四郎¹⁷⁾(諸T5, 上p91)、関西支社長祖父江捨造であった。(帝T5, 大阪p26)

日本公債は「創業以来、有価証券の割賦販売を営み、業務を漸次拡張し、全国に支社三ヶ所、支部十三ヶ所、出張所二十三ヶ所、代理店八百二十三ヶ所を有するに至れり。社運愈々隆盛ならんとする大正七年九月一日有価証券割賦販売法に遭ひ、該業の前途見込なきを認め、該業を廃止し、目下は石炭鉱区を所有して其販売を営みつつあり¹⁸⁾とされ、大正8年の目的は既に「石炭採掘」に変更され、資本金20万円、払込5万円、積立金20,056円、利益6,399円、配当率3.4%であった。(通覧, p8) 大正8年ころまでは関西支社、東北支部、九州支部、京都支部、朝鮮支部、台湾支部が存在(要T9, p147)したが、有価証券割賦販売からの撤退に伴って「各支部は廃止」(要T11, p45)された。

大正9年では社長西本綱(四谷区愛住町)、取締役吉岡又三郎(前出)、武田常吉(前出)、佐藤勲負(前出)、本庄巖水(前出)、監査役吉田豹次郎であった。(要T9, p147)

日本公債は「予て石川県下に亘る公債勸業債券等の月賦販売を為し来つたが...月賦懸金の完納してあるに拘らず、会社が債券の引渡しをせぬ」(T9 .12.7 東朝)として粟津村小田吉三郎外123名が共同訴訟を起し、「恐らく刑事問題の発生を見る」(T10 4 .12内報)と観測された。日本公債は本社を銀座1の6から牛込区築土八幡町(T9 .12.7 東朝)に移し、「数年前から大々広告をして、公債の月賦販売を行ひ、之に由つて百数十万円の詐欺を働いた」(T

14) 肝付兼行は『「虚業家」による泡沫会社乱造・自己破綻と株主リスク 大正期“会社魔” 松島肇の事例を中心に』滋賀大学経済学部研究叢書第42号、平成18年2月、p71参照

15) 佐藤勲負(静岡県富士郡吉水村)は日本公債取締役のみ(帝T5 職, p237)、日本公債、岩館炭坑各取締役(要T9 役下 p87)

16) 本庄巖水(門司市清滝町)は日本公債取締役のみ(帝T5 職, p46)、他になし(要T11, 役上 p105)、大正黒鉛代表取締役(帝T11職, p89)

17) 磯部四郎は嘉永4年7月富山県林英尚の三男に生まれ、磯部家の養子となり、司法省法律学校に学び、司法省官吏、明治25年退官して弁護士、23年代議士当選、40年法学博士、貴族院議員、大正8年9月証券交換所社長、北海道証券交換所相談役、9年9月帝国炭礦創立委員長、日本採炭取締役。大正12年9月1日死亡、享年73

11.9 30法律)との疑いで、11年9月警視庁石田検事は日本公債「店員の訊問を行って」(T11.9 30法律)東京地裁に告発した。

2. 日本採炭

日本公債の資金運用中、判明する大口銘柄は日本採炭の69,711株(総株数87,500株の80%)であった。日本採炭は大正9年9月東京に設立され、資本金1,175万円、社長秋本喜七¹⁹⁾、常務染谷要作、取締役磯部四郎(前出)、楳武(日本国際石油代表取締役)、監査役大石正次、支配人堀内三太郎、福島県石城郡赤井村大倉炭砒々業所・技師保崎連一、福岡県嘉穂郡二瀬村相田の上高雄炭砒々業所・主事宝珠山峻であった。大株主は日本公債69,711、帝国鉱業4800、染谷要作(常務)3100株であった。(要 T11, p48)

II. 日本国債と資金運用先

1. 日本国債

日本国債(株)は大正元年9月資本金10万円で京橋区に設立された。割増金付復興債券等の公債割賦販売を行い、「各地の政党方面の有力者を引き入れて地盤拡張を図り」(S 2.10.4 東日)、全国各地に大阪支店、高松支部、徳島支部、中央支部(名古屋)(要 T15, p40)など、支店・支部30、代理店4千を配置して全国の契約者約18万人より約3千万円も集めたとされる。大正8年では資本金10万円、払込7.5万円、積立金705円、利益3,921円、配当率1.6%であった。(通覧, p123)大正12年竹村欽次郎²⁰⁾が社長に就任し、「其蘊蓄を傾けて経営す。社業益々隆盛に趣く。又故ありと云ふべし」²¹⁾と評されたが、現実は全く相違していた。日本国債の役員は「まきあげた金は重役連の作った日本商事相互株式会社、台湾炭坑株式会社外二会社につぎ込んだ」(S 2.10.4 東日)と

19) 秋本喜七は代議士、日本採炭社長、東京府農工銀行、田無銀行、東京薬化学工業、南洋製糖各取締役、玉川水道監査役(紳 T11, 下 p29)

20) 竹村欽次郎は元大蔵省理財局国庫課長、日本興業銀行で波佐見金山会計監督、富士身延鉄道専務、日本国債社長、大日本国債、大北炭砒各取締役、東日本炭砒監査役ほか

21) 『一九二四年に於ける大日本人物史』大正13年、た p56 / 『戦後の事業界と会社の内容』公私経済社、大正6年、p274以降に広告あり。

される。こうした日本国債の大口投資先の一つが前稿で取り上げた北海道釧路の「二足三文の炭山」(T9 .12 .1 国民)が露呈した大北炭砒であり、上記の台湾炭坑(株)²²⁾も、大北と台北とを混同した結果の大北炭砒の誤記ではないかと思われる。この日本国債の「一千万円不正事件」で、昭和2年ころ社長竹村欽次郎、役員内田民部²³⁾、友成四郎²⁴⁾、前田一郎²⁵⁾、小野沢軌一(日華燃料取締役)、島田庄吉、八田一精²⁶⁾らが詐欺背任横領罪で取り調べを受けた。このうち支店長を兼務するある役員は大正4年8月大阪支店長に就任「以来、留保金を銀行預金として仮払する場合、支店長の個人名義とすることになってゐるのを奇貨とし、大正十四年六月までの間に百十一万円余を横領した外、契約者に対し不正貸出しを為し、無契約者に至るまでも一万円余を貸出して手数料として多額の着服」(S2 .4 .5 法律)を行うなど、不正貸出が常態化していた。また竹村は日本国債の道内関係先である大北炭砒専務、北海中央電鉄取締役、友成は大北の取締役兼支配人、北海中央電鉄取締役などを兼ねていた。こうした放漫・不真面目な資金運用の当然の帰結として、「契約二基ク証券引渡ノ債務...二付テモ会社財産ヲ以テ之ヲ完済スルコト能ハサル」²⁷⁾状態に陥り、「目下、日本国債 会社ノ主タル重役等二対スル刑事被疑事件二付、目下東京地方裁判所検事局二押収」²⁸⁾されるという最悪の状態に陥っていた。

大正11年3月300万円もの巨額の欠損を大蔵省検査で発見され、大正15年6

22) 台湾炭坑(株)は大正6年7月設立、代表取締役芳川寛治、取締役中山佐市ら

23) 内田民部(下谷区花園町)は日本国債信託常務、大北炭砒監査役、東京浴場炭砒発起人・理事(T11 .5 25法律、T8 .12 .17内報)

24) 友成四郎(北豊島郡日暮里町日暮里)は大正9年11月30日大北炭砒取締役に就任(T9 .12 .20鉱業)、大北炭砒取締役支配人、帝国化学製麻、帝国土地開墾各取締役、大日本蚕糸紡織監査役(要T11役、上p118)、9年12月27日東日本炭砒監査役辞任(T10 .3 .1 鉱業) / 大正末期には下谷区中三崎町、大北炭砒、日本商事相互、北海中央電鉄、日華燃料、帝国化学製麻、帝国土地開墾各取締役、大日本蚕糸紡織監査役(要T15役、上p100)

25) 前田一郎(大阪市東区北浜2)は日本国債信託取締役、帝国紡績、帝国織布各監査役(要T9役中、p209)、松阪紡績、日製紙、日華燃料各取締役(要15役下p65、要S2役下p32)

26) 八田一精(豊多摩郡西久保)は弁護士(T14 .1 .30法律)で、明治40年京都の日本産業銀行清算人。日本国債信託監査役(要T11役、上p61)、大日本国債支配人・監査役、日本商事相互、日華燃料各監査役(要T15役、上p51、要S2役、上p50)

27) 二審判決の事実『大審院民事部判例集』第9巻、p458

28) 昭和5年5月8日大審院第一民事部判決、『大審院民事部判例集』第9巻、p448

月13日大蔵省より営業停止命令を受けた。『銀行総覧』の「有価証券割賦販売業之部」では日本国債には「営業全部停止」²⁹⁾と注記されている。

2. 日本商事相互

資金の運用先として日本国債「重役連の作った日本商事相互」(S2 .10 .4 東日)は大正8年9月4日「一般製紙工業並之二付帯関連セル事業ヲ為スコト」³⁰⁾を目的として東京市芝区芝浦町に設立された。資本金200万円、第一回払込12.5円、払込50万円、4万株³¹⁾で、「其ノ株主カ本社ノ所在地タル東京市ヨリ遠隔ノ地ニ散在」³²⁾していた。代表取締役*高橋小十郎³³⁾、取締役深野抹吉、金子誠吾、川合増太郎、*友成四郎(前出)、監査役大葉久吉³⁴⁾、*八田一精(前出)、印出井栄四郎であり(要 T15, p45)、*印の日本国債系統の人物が多く含まれていた。日本商事相互は大正14年7月1日取締役会の決議で第二回払込5円を決議³⁵⁾した直後に親会社が営業停止命令を受け、昭和2年3月4日「株主総会ノ決議ニヨリ解散」³⁶⁾し、代表取締役の桑原政質が清算人に選任された³⁷⁾。

3. 日本国債信託

大正8年4月ころ「阿由葉久吉、田村彰一、宮崎敬介、今泉知三郎、竹村欽次郎、鈴木久次郎等は資本金二百万円を以て、日本国債信託株式会社の創立計画となるが、同社の目的は各種事業に対する投資、金融、仲介、各種証券の発行引受応募、仲介売買、財産の管理、処分運用等の事業を経営する筈也。因に総株式四万株の内三千株を近く一般公募に付する由」(増田4.13)と報じられ

29) 『第三十四回 銀行総覧』昭和2年現在, p603

30) 二審判決ノ事実, 昭和5年7月9日大審院第三民事部判決, 『大審院民事部判例集』第9巻, p697

31) ㊀2 ㊀5 ㊀6 ㊀7) 一審判決ノ事実, 上記大審院判決, p695 ~ 7

33) 高橋小十郎は豊橋財界有力者で地元企業役員多数のほか日本商事相互代表取締役, 大正9年11月大北炭砒取締役(T9 .12 .20鉱業)

34) 大葉久吉(東京)は8年時点で海府鉱業社長, 別府土地信託取締役, 北海道炭砒鉄道, 常磐採炭各監査役, 日本綿羊毛織取締役(T9 .12 .17北海), 日本弘業代表取締役。9年2月15日別府観海寺土地取締役(増田5.6), 日本国債取締役, 日本国債信託監査役, 日本無軌条電車取締役, 北海道炭砒鉄道監査役, 荏原土地取締役(要 T11役上, p135), 日本商事相互監査役(要 T15, p45)

た。人的関係から見て次項の大日本国債の場合と同様に日本国債の別働隊の様相を呈している³⁸⁾。

大正8年9月信託業を目的に京橋区三十間堀2-9(日本国債の本店)に設立され、大正8年の資本金200万円、払込50万円、4万株、積立金...円、利益...円、配当率...%であった。(通覧、p116)役員は社長阿由葉鎗三郎³⁹⁾、常務内田民部(前出)、常務阿由葉正一郎⁴⁰⁾、取締役小森七兵衛⁴¹⁾、高橋小十郎(前出)、前田一郎(前出)、佐藤秀光⁴²⁾、林千八、古宮新吉、柳田市郎右衛門⁴³⁾、監査役山内賢三、大葉久吉(前出)、田辺仁一⁴⁴⁾であった。(要T9、p56)

4. 大日本国債

大日本国債は大正11年2月日本国債役員らにより、京橋区八官町8(日華燃料と同一)に資本金300万円、払込75万円で設立され、取締役(要T15、p122)は元木貞吉(徳島県海部郡鞆奥村)、辰村米吉⁴⁵⁾、*竹村欽次郎(前出)、監査役*八田一精(前出)、福田駒蔵(奈良県山辺郡東置村)であった(要S2、p125)。*印の日本国債役員のほか、全国の契約者の代表という意味合いから、日本国債の店舗の存在した徳島県(支部が所在)などの地方名士も含まれている。しかし大日本国債は日本国債役員が大正11年「三百万円の資本で東京

38) 「日本国債信託成立」大正8年9月30日『信託』、p23

39) 阿由葉鎗三郎は代議士、日本国債信託、日本水電、中外水産、日本精麦各社長、帝国倉庫専務、太平自動車、八十一銀行各取締役(要T9役下、p59)、大北炭硃発起人

40) 阿由葉正一郎(牛込区神楽町)は阿由葉鎗三郎の長男(前掲『一九二四年に於ける大日本人物史』、あp14)、東京浴場炭硃発起人(T11.5 25法律)、日本国債信託、東京パン製造取締役、帝国化学製麻、東亜洋行各監査役(要T9役下、p59)、大日本亜炭工業社長

41) 小森七兵衛(京橋区木挽町)は東京浴場炭硃発起人・理事(T8.12.17内報)、日本国債信託、東亜洋行各取締役(要T9役下、p38)、日東土地建物専務のみ(帝T11職p433)、日東土地建物専務ほか会社役員(帝信T14、p281)、甲州電力取締役(要S2、役下p90)、42) 佐藤秀光(豊多摩郡中野町)は日本国債信託取締役(要T9役下、p88)、日本国債取締役

43) 柳田市郎右衛門(栃木県足利郡足利町)は更級炭硃、日本国債信託各取締役(要T9役中、p177)、日本国債、千代田土地興業、浅草運輸相互各取締役(要S2、役下p6)

44) 田辺仁一(大阪市西区四貫島町)は日本国債信託監査役のみ(要T9役中、p20)、亀能鉄道 大正11年10月に亀能鉄道として免許され、13年8月11日設立、京畿鉄道と改称 取締役(要S2、役上p208)

45) 辰村米吉(金沢)は土木建築請負業者、金沢商業会議所議員、大日本国債取締役(要T15、p122)

京橋数寄屋町に大日本国債株式会社を創立すると称し、七十五万円払込中、第一回払込金十七万円を受領して...大日本国債の重役となり、其間八万六千余円を横領してゐた」(S2 .4 .5 法律) 背任の舞台となった幽霊会社 (S2 .4 .5 法律) にすぎなかったことが後に司法の場で判明した。

5 . 東京浴場炭砒

東京浴場炭砒は大正8年12月23日資本金300万円で設立された。内田民部(前出)、阿由葉正一郎(前出)、小森七兵衛(前出)ら日本国債関係者が多く発起人に含まれ、日本国債の資金が充当された可能性が高い。他の発起人は松島肇⁴⁶⁾、小風亥真穂、今泉知三郎(いずれもカルチウム鉱泉役員)や鈴木錠蔵、芳川寛治、吉村鉄之助、立川勇次郎ら虚業家と目される人物を中心に合計46名であった。大正9年12月23日総会で解散決議、12月25日支払停止、12月25日東京地裁で破産宣告を受け、川村又吉を破産管罪人に任命、大正10年6月25日東京浴場炭砒の設立無効判決が確定した。(T11 .5 25法律) 結果的にみると東京浴場炭砒は確たるビジネス・モデルもなく、単なる泡沫企業に過ぎなかったことになる。

5 . 北海中央電鉄

北海中央電鉄(創立事務所札幌区)は大正9年5月6日札幌区中島公園地~小樽市手宮町間27哩40鎖の鉄道免許を受けた。軌間3呎6吋、動力電気、建設費700万円であった⁴⁷⁾。大正11年12月の設立に際して前出の竹村、友成、小森、高橋らが揃って役員に就任した。北海中央電鉄の社名は北海道の中央部を貫く壮大な計画を思わせるが、「瓦落不況ヲ来シ金融梗塞ノ状況ニシテ資金ノ調達株式ノ募集容易ナラス」⁴⁸⁾と会社が自認するように、資本金を建設費の1/14の50万円に減資する有様では真に起業意欲があるのかどうか疑わしいと当局にみられていた。

46) 松島肇は拙著『「虚業家」による泡沫会社乱造・自己破綻と株主リスク 大正期“会社魔”松島肇の事例を中心に』滋賀大学経済学部研究叢書第42号、平成18年2月参照。

47) 大正9年度『鉄道統計資料』監督編、p2、11年度『鉄道統計資料』監督編、p17

48) 北海中央電鉄「会社設立願ノ件」大正12年7月15日、『鉄道省文書』

Ⅲ．東京国債と辻川敏三

1．辻川敏三

辻川敏三(赤坂区表町4丁目)は山口県玖珂郡麻里布村に生れ、「慶応義塾に学び明治三十七年実業界に入って以来、幾多の事業会社を創設し忽ち斯界新進の一人として名声を馳するに至り…独特の怪腕を揮って其経営に尽瘁しつつあり、資性英敏、頭脳緻密の才髪/毛にして毎に鬼才を縦横に發揮し、冴えた手腕を見せて居る」⁴⁹⁾と評されている。明治37年玉川電気鉄道に入り、「重役代理として居ること三年」⁵⁰⁾、明治40年代に「一時隆盛を極めたる競馬の漸く衰運に傾くを深く慨し、茨城県伊讃ヶ原に牧馬場を設置し、之が挽回を企図し、また同所に競馬場を設置せんとして苦心すること一年」⁵¹⁾、「茨城県伊讃ヶ原に競馬場を起し、競馬の振興と馬匹の改良に従事せしも、転じて熊本移民会社に入り」⁵²⁾、独立後、アセチリン瓦斯事業の経営に従事するも業績挙げず、明治42年頃より債券売買業を開始し(特報)、明治43年7月「東京債券株式会社の前身たる東京債券合資会社を買収し、株式組織に変更すると同時に選ばれて専務取締役」⁵³⁾となり、園田安賢を社長に据えた。大正5年時点で東京国債、大東鉱業、東京国債銀行各取締役(帝T5職p133)、大正6年「現に同社 東京国債 の常務取締役たる傍ら、西武軌道」⁵⁴⁾、大東鉱業、東京国債銀行、常

49) 65) 61) 丹羽錠三郎『銀行会社と其幹部』大正7年、p151

50) 61) 63) 『実業家人名辞典』明治44年、ツ p13

52) 66) 『大日本実業家名鑑』大正8年、つ p5。熊本移民は京浜銀行取締役(要 M40、p77)を兼ねた「星亨の乾兒」(戸山銃声『奇人正人』大正元年、p185)井上敬次郎の経営。

54) 西武軌道は明治40年10月31日堀之内軌道として設立され、明治43年7月14日西武軌道に改称、大正10年8月26日淀橋～荻窪間を新規開業した。当該区間の沿革は古く明治30年12月8日淀橋～田無間を特許され(『明治四十四年度大正元年度鉄道院年報』軌道之部、p21)た堀之内軌道が「軽便蒸気車を用い路線の一部分の営業を行ったものの、事業は不振を続け全面運行に至らないまま、数年後には営業を停止してしまつた」(『新修杉並区史中巻』昭和57年、p1415)、「資金不足で工事が遅れ、大正七年八月にようやく淀橋、荻窪間六キロが完成し、試運転をしましたが、車両代金が支払えず」(森泰樹『杉並風土記中巻』昭和62年、p112)など極度の経営難が伝えられ、「その間幾多の株主及び経営者が変わつた」(『杉並区史』昭和30年、p1541)とされる。大正7年の役員就任の事情は経営難の同社に高利資金供給を約して弘益商事などと経営参加した模様。

盤興行等の重役」⁵⁵⁾、東京国債銀行専務、美祢炭砒、ジョホール護謨各取締役⁵⁶⁾を兼ねた。

大正7年2月調査では赤坂区田町、会社員、開業...正味身代未詳、収入未詳、信用の程度5段階の中位Ca、所得税40円であった。(商工T7、p298)7年3月現在で東京国債銀行専務、東京国債、西武軌道、大東鉱業、常盤興業各取締役⁵⁷⁾、東京国債が627株主の日本鋳釘取締役500株主(要T9、p67)、9年時点では東京国債、東京商事銀行、西武軌道、常盤興行、日本鋳釘、日米護謨工業、美祢炭砒各取締役、中央屑物市場監査役を兼ねた。(要T9役中p85)

2. 東京国債

明治43年7月辻川敏三、志水美英⁵⁸⁾(海軍主計大監)らが日本橋区本材木河岸に東京債券を「有価証券売買担保貸付信託業を目的とし資本金十万円を以て創立し、園田安賢⁵⁹⁾男社長となり、社業順調の発達を為しつつありしが、大正三年九月日東国債と合併して資本を六十万円とし、阿部浩⁶⁰⁾氏社長とな

-
- 57) 「大日本重役録(大正七年三月末現在)」『大日本重役大観』大正7年、東京毎日新聞社、p53
- 58) 志水美英は長野県出身、大学予備門を経て明治18年海軍主計として官界に入り、3回欧米視察、海軍主計大監を経て予備役。明治43年7月東京国債に入り、大正6年時点で常務。5年5月期では東京国債の360株主、「資性謹直、人に接するに寛容、頗る果断の人」(前掲『銀行会社と其幹部』、p151)、7年4月調査では京橋区月島通8-9、東京プレス工業合資会社員、開業...正味身代未詳、収入未詳、信用の程度5段階の下から2位Da、所得税61円(商工T7、p582)、9年時点で神奈川県橘樹郡大綱村、東京国債、東京国債銀行各取締役(要T9役下p149)
- 59) 園田安賢は嘉永3年9月1日薩摩藩士の長男に生まれ、警察官僚、明治24年4月警視總監、29年6月男爵、29年6月退官、30年7月~44年7月貴族院議員、31年1月警視總監、31年7月退職、31年11月北海道庁長官、39年12月退官「のち帝国 ママ 国債株式会社社長、共生 ママ 銀行頭取」(秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年、p137)。元北海道長官の園田安賢を東京国債社長に推戴したが、「園田氏の如きは単に空位を占むるに過ぎざりし」(特報)。7年3月調査では赤坂区台町23、会社員、開業...正味身代未詳、収入未詳、信用の程度中位Ca、所得税231円(商工T7、p287)、9年時点で赤坂区台町13、北海パルプ工業取締役(要T9役中p74)
- 60) 阿部浩は前東京府知事、大正5年5月期で東京国債の社長300株主(帝T5、p102)、5年6月期で東京国債銀行の取締役(帝T5、p8)、5年2月期で大東鉱業取締役(帝T5、p155)、荏原郡大井村、東京国債、大東鉱業、秋田石油鉱業各取締役、日本電話工業監査役(前掲「大日本重役録」p90)。東京市疑獄事件でも検事局に召喚されたが、10年7月13日東京地裁に破産の申立がなされた。(T10.7 20法律)

りて以来社運隆々として進み、公債月賦販売契約高は忽ちにして一千万円を突破するの盛況となり、爾来名実共に斯界第一流の会社として内外に嘖名を馳せ以て今日に至る⁶¹⁾と宣伝している。

別に大正3年9月資本金50万円の日東国債(小川要吉などが勤務)を創設して、4年3月本体の東京債券を吸収合併して資本金60万円の東京国債と改称した。(帝T5, p102)5年5月期では資本金60万円, 払込15万円, 諸準備金45.7万円で, 出張所代理店勘定74,242円, 出張所代理店設置費21,086円, 建物及什器19,448円等のほかは貸付金224,050円, 有価証券104,420円, 預け金及現金178,950円等に運用していた。公表では5年5月期の総収入848,199円, 総支出825,885円, 当期純益24,885円, 配当7,500円, 配当率年10%(前期10%)であった。(帝T5, p102)

社長阿部浩(前出), 常務志水美英(前出), 辻川敏三(前出), 取締役徳光大次郎, 原田雄門⁶²⁾, 佐々木文一⁶³⁾, 石川栄三, 監査役小森玄一郎⁶⁴⁾, 白須金三郎⁶⁵⁾, 株主数299名, 大株主は 東京国債銀行4,032株 / 12,000株33.6%, 秋田清400, 志水美英(常務)360, 阿部浩(社長), 十河権三郎(高松土地建物取締役)250株であった。(帝T5, p102)

62) 原田雄門(赤坂区田町)は東京国債銀行, 東京国債各取締役, 仙北鉱業監査役(前掲「大日本重役録」, p12)。「辻川氏が赤坂表町に於ける邸宅の如きは青山御所に面し, 同穴の貉・原田雄門氏と相並んで輪奐の美を尽し, 王侯貴族をして後へに瞠若たらしむるの贅を極め居れり」(特報)東京国債銀行専務(特報)。6年11月調査では赤坂区表町4-1, 会社員, 開業...正味身代3,000~5,000円, 収入2,000~3,000円, 信用の程度中位Ca, 所得税14円(商工T7, p68), 9年時点で赤坂区表町, 東京国債, 山東製油, 日本鋸釘, 美禰炭砒各取締役, 仙北鉱業監査役(要T9役上p71)

63) 佐々木文一(京橋区八官町)は明治元年12月美濃国可児郡伏見村に生れ, 日本大学卒, 政友会代議士, 勲四等, 弁護士, 特許弁理士, 神中鉄道, 東北起業各取締役, 日本大学理事, 衆議院当選4回(『衆議院要覧』大正13年, p188)。6年2月調査では麻布区我善坊25, 会社員, 開業...正味身代未詳, 収入5,000~10,000, 信用の程度中位Ca, 所得税112円(商工T7, p526), 日本水力電気, 東北起業各社長, 内外装飾監査役(紳T11下p40), 東京国債, 西武軌道, 東京国債銀行, 東北石炭, 山形炭砒各取締役, 東海ラミー紡織, 消防器具製作所各監査役, 大日本時計硝子製造取締役(要T9役下p92), 東洋信託保証取引所役員(T9.4 21東朝), 東洋繊維工業監査役(株T10, p215)

64) 小森玄一郎(徳島県板野郡大山村)は東京国債専務(特報), 東京国債銀行, 大東鉱業, 西鉛電解鉱業各監査役(前掲「大日本重役録」, p373)で, 5年5月期では東京国債監査役(帝T5, p102), 5年6月期で東京国債銀行監査役(帝T5, p8), 7年2月調査では

園田安賢を社長に、小森玄一郎を専務に据え、辻川敏三は常任監査役となった。しかし「園田氏の如きは単に空位を占むるに過ぎざりしも、地方人士は社長の名に眩惑せられ争ふて其勧誘に応じ債券割賦の契約を締結する者多数に上りたるより、茲に異常の発展を来し(特報)たとされる。8年時点で日本橋区本木材河岸、資本金60万円、払込26.93万円、常務志水美英、辻川敏三、取締役原田雄門、三好虎雄、取締役兼支配人中山民生、監査役佐々木文一、白須金三郎(要T9, p118)、支部を札幌、台北、大阪、米子に4年4月に開設した。(要T9, p118)札幌支部長には網走支庁長等を歴任した元地方官をあてた。

辻川は大正2年「東京 国債銀行の前身たる共正銀行の設立せらるるや、入りて専務取締役に推され、経営の任に当り...更に東京国債株式会社の前身たる東京債券株式会社の設立せらるるや、其常務取締役に選任せられ、拮据奮勵して之が経営に当り、同社の基礎を堅実にし、社運を開拓し全国枢要の地に代理店若くは出張所を置き、同社をして今日あるに至らしめたり」⁶⁶⁾と評されたように、東京国債の実権を完全に掌握した辻川は「専務の椅子に倚り、爾來大正八年十月に至る迄縦横無尽に其怪腕を揮ひて自個の資産を築上」(特報)げたと報じられた。すなわち業務の拡大にともなって、契約者の掛金が蓄積されると辻川は東京国債および東京国債銀行の資金を自己の「関係せる日本鉄釘、常盤興業、西武軌道等諸会社の融通に利用し、其他 辻川 氏等個人経営に属する北海道、九州の炭鉱及び漁業等にも 東京国債 銀行を利用」(特報)した。投融資先として「辻川氏の関係せるものは京橋区丸屋町四番地に前記 東京国債 銀行の外、日本鉄釘、西武軌道及び辻川商行を一屋内に集め、一味徒党を要所に配置し、辻川氏自ら采配を取り居れる」(特報)と表現されている。

65 麹町区上六番町、会社員、開業...正味身代未詳、収入未詳、信用の程度中位 Ca、所得税...円(商工T7, p526)、8年上沖之山炭硯発起人(T8.12.2内報)、9年時点で美禰炭硯取締役(要T9 役下 p38)

65) 白須金三郎は金融ブローカー、東京国債、千代田貿易各監査役(前掲「大日本重役録」, p108)、6年7月調査では芝区下高輪町57、会社員、開業...正味身代未詳、収入2,000~3,000円、信用の程度中位 Ca、所得税...円(商工T7, p593)、9年時点で芝区下高輪町57、日本鉄釘取締役、日東国債監査役(要T9 役下 p160)

66 67) 前掲『大日本実業家名鑑』, つ p 6

しかし辻川らの関係事業は「概ね事業失敗に了りたるより、今や同銀行は殆んど瀕死の状態に陥りつつあり」(特報)、「会社をして漸次悲境に陥らしめ、竟に奈落に沈淪せしむるに至れり」(特報)とされた。

大正8年1月以来、同社経営の実態は「全く営業休止の状態にて支店出張所の如きも京城、台湾を除くの外は全部閉鎖し、本亦何等の営業をも執り居らざる」(特報)状態に陥っていた。このため8年5月末日東京国債は突然11.71余万円の欠損を発表した。同時に専務を辞任した「辻川氏は勿論重役原田雄門氏の如きも会社に出務せず」(特報)、8年9月12日から支払停止状態に陥った。(T10.2.13内報)8年10月三好虎雄が新たに専務に就任し、整理を担当したが、8年10月「突如司法官憲の発動する所となり、会社備付の帳簿書類一切を押収」(特報)した。辻川らは東京区裁判所桜田検事の取り調べに対して「私財を抛っても契約者に迷惑を懸けず」(特報)と誓約した。かくして「最早総会提出の決算に虚偽の報告を許さざる為」(特報)8年12月末日569,600万円もの欠損を一挙に計上した。東京国債の破産に至る末期の状況は以下の通りである。

「地方貯蓄会員が三年目の満期に際して、其契約債券を受領せんとするの時は何ぞ図らむ、会社は殆んど破産状態に陥り居たりしなり。而も会社側の弁疏は支払不能の一点張り...三好虎雄氏ありて 昨年十月以来新たに専務に就任し、整理を標榜して加盟会員との交渉に衝り居れも、古き関係の不明を口実として更に要領ある答弁を齎さず、且つ辻川氏等前重役は整理委員・後東吉雄氏に一切を委ね在りと称して風馬牛相関せざるものの如く平然として責任を転嫁し居れるが、会社の窮状を伝え聞きたる北海道、東北、四国、中国、九州方面の各加盟会員及び債権者は其後蜂起して上京し、日々会社に押寄せ、其解決を要求する所ありたるも、今以て何等の要領を得ず」(特報)、そこで岐阜県の林利一、秋田県の吉田儀十郎ほか40余名は東京国債を相手取り、詐欺の告訴、破産申請を行った。(特報)

東京国債は「内地は勿論遠くは支那朝鮮に互り、会員数千名を募集し、満期の際は契約に基き勸業債券を交付すべき条件にて、数百万円を得た」(T10.7.20法律)が、「満期に至って約束の債券を交付せざるより、昨 9 年中会員

より会社に対し破産の申請あり」(T10 .7 20法律),10年2月12日破産宣告を受けた。(T10 .2 .13内報)前東京国債社長の阿部浩(前東京府知事)に対しても10年7月13日東京地裁に破産の申立がなされた。(T10 .7 20法律)

3. 共正銀行 東京国債銀行 東京商事銀行

東京商事銀行は明治30年7月24日関西銀行として京都に設立された。京都から大阪、奈良へ本店を次々に移転した後、36年11月24日「辻川氏の郷里山口県」(特報)に本店を次々に移転した。(変遷 p176)

大正2年3月28日山口県から東京に本店移転し、共正銀行と改称したとする『本邦銀行変遷史』と若干の相違があるが、辻川ら東京国債の一派が「元辻川氏の郷里山口県に於て…資本金三万円、四分の一払込の一銀行に過ぎざりし」(特報)ものを買収して、東京国債内に移転、「東京 国債銀行の前身たる共正銀行の設立せらるるや、入りて専務取締役に推され⁶⁷⁾たとされる。5年2月1日には親会社の名を冠して共正銀行を東京国債銀行と商号変更⁶⁸⁾、資本金を50万円に増資し、新株9,400株中の7,660株を東京国債が引受け、*印の同社役員を派遣した。(特報)本店を東京国債内に、支店を千住(2年9月開設)、浅草(2年11月)、京都市(2年11月)、山口県玖珂郡麻里布村1043(辻川の郷里、3年12月)、熊本県天草郡富岡町(3年12月)、青森県西津軽郡森田村大館(3年12月)に置き、さらに改称後には親会社との連携下で出店ピッチを早め、徳島県板野郡(小森玄一郎の地元)堀江村姫田(5年2月)、米子町(5年2月)、土浦町(5年2月)、秋田市(5年3月)、高知市(5年4月)、高松市(5年4月)の全国各地に出店した。(帝T5 各県銀行欄)5年6月期では専務*辻川敏三、取締役*佐々木文一(前出)、高橋亀助(辻川の郷里・麻里布村)、*阿部浩(前出)、*志水美英(前出)、監査役柄杓三郎(大東鉱業常務)、小泉丑治⁶⁹⁾、*小森玄一郎(前出)、支配人*原田雄門(前出)であった。(帝T

68) 大正5年2月『日本銀行調査月報』『日本金融史資料 明治大正編』21巻, p565所収, 変遷 p202

69) 小泉丑治は浅草の常盤座, 金龍館, 東京倶楽部経営の根岸興行部主(T5 .11 .18読売)で, 大東鉱業取締役, 共正銀行監査役(帝T5 職, p207), 大東鉱業, 常盤興業各取締役(前掲「大日本重役録」p83), 天草鉱業代表取締役, 常盤興業取締役, 多摩川砂利木材鉄道監

5, p8) 辻川が大正5年2月には取締役1,010株主となっていた大東鉱業⁷⁰⁾役員2名も監査役に加わっていた。

5年6月期では東京国債銀行は資本金50万円, 払込147,500円, 諸預り金287,445円, 借入金及再割引手形68,465円で, 貸付金及当座貸越221,564円, 121,478円, 有価証券72,648円, 預け金及現金64,584円, 営業用地所建物及什器26,112円等に運用していた。(帝T5, p8) 親会社である東京国債の5年5月期4,032株33.6%の筆頭株主(帝T5, p102)で, 親子間で株式の相互持合いを行っていた。貸付先は北海道, 九州の炭鉱・漁業等の辻川個人事業や関係会社の日本鋳釘, 常盤興業, 西武軌道等と見られる。大正8年6月末でも東京国債銀行の大株主は 東京国債8,121株, 辻川敏三265株, ③原田雄門174株であったが⁷¹⁾, 8年1月以来, 親会社の東京国債が全く営業休止の状態となり信用を失墜すると, 東京国債という「他業会社ト店舗ヲ同フシ従来ノ情実関係ヲ一掃スルノ目的ヲ以テ営業所ヲ移転」⁷²⁾したのに続き, 東京国債との関係を隠蔽するため8年4月東京商事銀行と改称した。(変遷 p535) 東京商事銀行は8年12月現在では資本金50万円, 払込26.5万円, 積立金9,430円, 利益9,594円, 配当率...%, 社債...(通覧, p110)と赤字に転落しており, 大正13年8月新規取引停止を命じられ(T13.8.12官報), 昭和3年7月27日営業免許取消となった。(変遷 p536)

むすびにかえて

日本公債社長の肝付兼行は同じく社長を勤めた糸崎船渠での場合と同様に, 「自分は社長と云ふ名義ばかりで深い事は知らぬ」(T9.3.15読売) 専ら信

査役(要T9役下 p23)

70) 大東鉱業は鉱業家の山本久頭が大正元年11月創設して社長に就任し, 天草で無煙炭の鉱区を所有したが, 「創立の当初に於て山本久頭氏が鉱区を頗る高値に売付けたるが, 当社の固定の資産を割高ならしめ...重役は当社の前途に対しては絶望したるにや, 此際重役諸氏は自己の持株を売り放ち, なかでも辻川敏三が「最も猛烈に売り放つて其所有数を五分の一に減じ...辛うじて重役としての総株数を保つに過ぎず」(前掲『戦後の事業界と会社の内容』, p218~9)とされた。

71) 72) 東京国債銀行『第四十四期営業報告書』大正8年6月, p24, p8

用補完のためだけの名目的な社長であったと考えられる。東京国債でも名目的な社長の園田安賢、阿部浩らを順次推戴する専務の辻川敏三が実権を掌握した揚げ句に暴走した。前稿の大北炭砒で見られた「虚業家」が輝かしい名誉を有する人物を看板だけのトップに掲げる信用補完手法が、実は本稿の有価証券割賦販売業界でも幅広く見られ、「単に空位を占むるに過ぎざりしも、地方人士は社長の名に眩惑せられ争ひて其勧誘に応じ債券割賦の契約を締結する者多数に上りたるより、茲に異常の発展を来」(特報)すという一種のビジネス・モデルとして横行したと考えられる。たとえば「大蔵省の認可を受けた金融業の内...営業停止を命ぜられたものが...即ち例の帝国公債会社が夫である。帝国公債も御他聞に漏れず、櫛笥⁷³⁾何とかいふ子爵様を社長にして、女中に指環をやったり、種々な方法で資金を集め、然も資本金の十倍にも達する欠損を示すといふ不良振り」⁷⁴⁾と卑劣なペテン商法ぶりが批判された。

そして世間に知られた有徳人士の陰では真の実権者が自己および自己の所属する団体の私利を専ら追及すべく、受託者責任を一切考慮せずに無謀にもハイリスクの鉱業投資や安易な金融多角化に走ったために、割賦販売に基づく顧客の財産権が収奪され尽くすという悲劇的な結末を数多く招いた。要するに大正期の有価証券割賦販売業界はリスク管理という概念が完全に欠落した虚構のビジネス・モデルに立脚していたと言わざるを得ない。

73) 櫛笥隆督(荏原郡蒲田村御園)は子爵、貴族院議員、所得税31円(紳 T11, 中, p94), 尼崎炭砒, 森電話工業各取締役, 証券交換所監査役(要 T9 役中, p220), 三十二銀行取締役, 帝国公債社長(紳 T14, p422)

74) 東京朝日新聞編『経営百態』大正15年, p88